

# 鹿 児 島 県 公 報

平成25年 1 月 11 日 ( 金 ) 第 2871 号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )  
定 価 送 料 共 1 箇 月 2 , 650 円

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

### 規 則

○鹿 児 島 県 事 務 処 理 の 特 例 に 関 す る 条 例 別 表 保 健 福 祉 部 の 表 14 の 項 の 規 則 で 定 め る 公 共 的 施 設 を 定 め る 規 則 (※) (障 害 福 祉 課 取 扱 い) 1

### 告 示

- 産 業 廃 棄 物 処 理 施 設 変 更 許 可 の 申 請 (廃 棄 物 ・ リ サ イ ク ル 対 策 課 取 扱 い) 2
- 入 会 林 野 整 備 計 画 の 認 可 申 請 に 係 る 適 否 の 決 定 (森 林 経 営 課 取 扱 い) 3
- 公 共 測 量 の 実 施 (監 理 課 取 扱 い) 3
- 土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 指 定 (砂 防 課 取 扱 い) 3
- 土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 指 定 (砂 防 課 取 扱 い) 5
- 都 市 計 画 道 路 の 変 更 に 係 る 図 書 の 写 し の 縦 覧 (都 市 計 画 課 取 扱 い) 7

### 公 告

- 競 争 入 札 の 参 加 者 の 資 格 に 関 す る 公 告 (生 活 ・ 文 化 課 取 扱 い) 7
- 大 規 模 小 売 店 舗 の 届 出 事 項 の 変 更 に 関 す る 公 告 (商 工 政 策 課 取 扱 い) 9
- 随 意 契 約 の 締 結 状 況 に 関 す る 公 告 (産 業 立 地 課 取 扱 い) 13
- 一 般 競 争 入 札 公 告 (か ご し ま 県 民 交 流 セ ン タ ー 取 扱 い) 14

### 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 鹿 児 島 県 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 の 就 任 (選 挙 管 理 委 員 会 取 扱 い) 17
- 鹿 児 島 県 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 の 就 任 (選 挙 管 理 委 員 会 取 扱 い) 17
- 選 挙 運 動 費 用 収 支 報 告 書 の 要 旨 の 公 表 (選 挙 管 理 委 員 会 取 扱 い) 18

### 公 安 委 員 会 告 示

- 道 路 交 通 法 に 定 め る 鹿 児 島 県 公 安 委 員 会 が 行 う 業 務 委 託 に 関 す る 認 定 基 準 (交 通 企 画 課 取 扱 い) 20

## 規 則

鹿 児 島 県 事 務 処 理 の 特 例 に 関 す る 条 例 別 表 保 健 福 祉 部 の 表 14 の 項 の 規 則 で 定 め る 公 共 的 施 設 を 定 め る 規 則 を こ こ に 公 布 す る。

平成25年 1 月 11 日

鹿 児 島 県 知 事 伊 藤 祐 一 郎

### 鹿 児 島 県 規 則 第 1 号

鹿 児 島 県 事 務 処 理 の 特 例 に 関 す る 条 例 別 表 保 健 福 祉 部 の 表 14 の 項 の 規 則 で 定 め る 公 共 的 施 設 を 定 め る 規 則

(条 例 別 表 保 健 福 祉 部 の 表 14 の 項 の 左 欄 の 規 則 で 定 め る 公 共 的 施 設)

第 1 条 鹿 児 島 県 事 務 処 理 の 特 例 に 関 す る 条 例 (平 成 12 年 鹿 児 島 県 条 例 第 7 号 。 以 下 「条 例」とい う。 ) 別 表 保 健 福 祉 部 の 表 14 の 項 の 左 欄 の 規 則 で 定 め る 公 共 的 施 設 は、 鹿 児 島 県 福 祉 の ま ち づ くり 条 例 施 行 規 則 (平 成 11 年 鹿 児 島 県 規 則 第 76 号 ) 別 表 第 1 の 第 3 に 掲 げ る 道 路 及 び 同 表 の 第 4 に 掲 げ る 公 園 等 と す る。

(条 例 別 表 保 健 福 祉 部 の 表 14 の 項 の 右 欄 の 規 則 で 定 め る 公 共 的 施 設)

第 2 条 条 例 別 表 保 健 福 祉 部 の 表 14 の 項 の 右 欄 の 規 則 で 定 め る 公 共 的 施 設 は、 鹿 児 島 県 福 祉 の

まちづくり条例施行規則別表第1の第1に掲げる建築物及び同表の第2に掲げる公共交通機関の施設とする。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

## 告 示

### 鹿児島県告示第9号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の2の6第1項の規定により次のとおり産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があったので、同条第2項において準用する同法第15条第4項の規定により、申請書及び周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の変更に関し利害関係を有する者は、知事に対し、生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

平成25年1月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
持増産業株式会社  
鹿屋市上高隈町470番地  
代表取締役 持増清光
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所  
鹿屋市下高隈町3916番1 外8筆
- 3 産業廃棄物処理施設の種類  
安定型最終処分場
- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類  
廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類並びに鉋さい（環境大臣が指定する安定型産業廃棄物に限る。）
- 5 申請年月日  
平成24年9月6日
- 6 縦覧の場所並びに期間及び時間
  - (1) 場所  
鹿児島県環境林務部廃棄物・リサイクル対策課及び大隅地域振興局保健福祉環境部衛生・環境課並びに鹿屋市市民環境部生活環境課
  - (2) 期間及び時間  
平成25年1月11日から同年2月12日までのそれぞれの日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- 7 意見書の提出
  - (1) 提出期限  
平成25年2月26日  
なお、郵便又は信書便による意見書の提出は、平成25年2月26日までの通信日付印のあるものに限り受け付ける。
  - (2) 提出先  
鹿児島県環境林務部廃棄物・リサイクル対策課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号890-8577）
  - (3) 意見書に記載すべき事項（日本語で記載すること。）
    - ア 意見書の提出者の氏名及び住所
    - イ 許可の申請者の名称
    - ウ 生活環境の保全上の見地からの意見

## 鹿児島県告示第10号

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和41年法律第126号）第6条第1項の規定により、出水郡長島町城川内入会林野整備組合代表者瀬ノ口良信からなされた城川内入会林野整備計画の認可の申請を平成24年12月28日適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該入会林野整備計画に関係のある土地又はその土地に定着する物件の所有者その他これらの土地又は物件に関し権利を有する者は、当該決定に対して異議があるときは、縦覧期間の満了する日の翌日から起算して30日を経過する日までに、鹿児島県知事に対して異議の申出をすることができる。

平成25年1月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称  
入会林野整備計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成25年1月11日から同年2月12日まで
- 3 縦覧場所  
鹿児島県環境林務部森林経営課及び北薩地域振興局農林水産部林務水産課並びに長島町役場

## 鹿児島県告示第11号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大島支庁徳之島事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年1月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 作業の種類 公共測量（確定測量）
- 2 作業の期間 平成24年12月18日から平成25年3月25日まで
- 3 作業の地域 伊仙町阿権地内

## 鹿児島県告示第12号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成25年1月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	薩摩川内市	急・石原1, 急・石原2, 急・石原3, 急・池田1, 急・池田2, 急・馬頃尾1, 急・馬頃尾2, 急・的場迫1, 急・松尾1, 急・谷川1, 急・的場迫2, 急・瀬口1, 急・瀬口2, 急・瀬口3, 急・瀬口4, 急・野口1, 急・大丸1, 急・石ノ久保1, 急・得幸1, 急・石ノ久保2, 急・紫尾田1, 急・谷ノ頭1, 急・谷ノ頭2, 急・谷ノ頭3, 急・薩摩田1, 急・松ノ川内1, 急・松ノ川内2, 急・松ノ川内3, 急・帳尻1, 急・下原口1, 急・左屋元1, 急・大久保9, 急・早馬水流1, 急・戸高野1, 急・水流見崎1, 急・枯木野3, 急・枯木野2, 急・宇都2, 急・宇都5, 急・堂免1, 急・堂免2, 急・柳ヶ迫1, 急・久野木迫1, 急・久野木迫2, 急・柳ヶ迫2, 急・鍛冶屋ヶ丸2, 急・菊地田1, 急・菊地田2, 急・菊地田3, 急・萩之段1,

		<p>急・枯木野4, 急・枯木野1, 急・鍛冶屋ヶ丸1, 急・菊地田4, 急・枯木野5, 急・竹下1, 急・竹下2, 急・永山2, 急・仁八1, 急・竹下3, 急・木ノ迫1, 急・木ノ迫2, 急・神ノ園1, 急・鍛冶屋ヶ丸1, 急・楠ヶ丸1, 急・高尾1, 急・焼狩場1, 急・焼狩場2, 急・藤森1, 急・山仁田5, 急・山神迫6, 急・山神迫7, 急・大山ノ口1, 急・大山ノ口2, 急・大山ノ口3, 急・楠ヶ丸2, 急・東尾鹿倉1, 急・山神迫3, 急・山神迫4, 急・山神迫5, 急・大山ノ口4, 急・大山ノ口5, 急・伊勢美山1, 急・伊勢美山2, 急・宮小平1, 急・浜田1, 急・浜田2, 急・浜田3, 急・東浜田1, 急・草道西1, 急・草道西2, 急・清水1, 急・伊勢美山3, 急・東上川内1, 急・住連木1, 急・浮牟田1, 急・山下1, 急・妙見段1, 急・篠ヶ迫1, 急・宇都3, 急・宇都4, 急・瀬戸ノ口1, 急・片草1, 急・會田1, 急・先達1, 急・會田2, 急・大迫4, 急・大迫2, 急・曲り1, 急・樋渡1, 急・烏山1, 急・高山1, 急・田向1, 急・田上1, 急・小原1, 急・小原2, 急・小原3, 急・加治屋敷1, 急・堂園1, 急・油田1, 急・中鹿倉1, 急・宇都口1, 急・宇都口2, 急・堂ヶ迫1, 急・狩集3, 急・狩集2, 急・弓場迫1, 急・ヌル木野1, 急・山神1, 急・山神2, 急・才ノ平1, 急・宮脇1, 急・木場ヶ谷1, 急・山仁田2, 急・青良1, 急・青良2, 急・井料1, 急・宇ヶ石1, 急・宇ヶ石2, 急・城ノ下1, 急・宇ヶ石3, 急・宇ヶ石4, 急・城ノ後1, 急・城ノ後2, 急・城ノ下2, 急・荒毛1, 急・陣内1, 急・陣内2, 急・陣内3, 急・蒲牟田1, 急・蒲牟田2, 急・天神水流1, 急・山下2, 急・蒲牟田3, 急・古大正寺1, 急・楠原1, 急・楠原2, 急・楠原3, 急・才ノ平2, 急・才ノ平3, 急・米ノ山1, 急・青良3, 急・山仁田3, 急・耳宇都1, 急・耳宇都2, 急・耳宇都3, 急・井手田1, 急・神ノ園2, 急・小久留主1, 急・井手田2, 急・鑄流1, 急・小久留主2, 急・下瀧1, 急・城戸口1, 急・城戸口2, 急・井上1, 急・井上2, 急・瀧聞1, 急・完解1, 急・樋掛1, 急・樋掛2, 急・井手口1, 急・樋ノ口1, 急・城戸口3, 急・耳宇都4, 急・原田1, 急・耳宇都5, 急・小久留主3, 急・井上3, 急・城戸口4, 急・樋掛3, 急・瀬戸口2, 急・瀬戸口3, 急・瀬戸口4, 急・外鳥越1, 急・木屋ノ元1, 急・宮ノ脇1, 急・鳥越1, 急・諏訪ノ脇1, 急・大迫3, 急・宇坂1, 急・上ノ原2, 急・山口3, 急・山口4, 急・宇坂2, 急・宇坂3, 急・楠原4, 急・横辺1, 急・横辺2, 急・平迫1, 急・高山2, 急・山ノ口1, 急・中ノ谷1, 急・木屋段1, 急・熊川内1, 急・高山3, 急・宮ノ脇2及び急・油田2</p>
土石流	薩摩川内市	<p>土・枯木野1, 土・馬頃尾1, 土・谷川1, 土・瀬口1, 土・瀬口2, 土・瀬口3, 土・的場迫1, 土・上ノ郡1, 土・石ノ久保1, 土・石ノ久保2, 土・石ノ久保3, 土・薩摩田1, 土・薩摩田2, 土・谷ノ頭1, 土・松ノ川内1, 土・松ノ川内2, 土・松ノ川内3, 土・松ノ川内4, 土・松ノ川内5, 土・柳ヶ迫1, 土・久野木迫1, 土・久野木迫2, 土・菊地田1, 土・菊地田2, 土・鍛冶屋ヶ丸1,</p>

		土・松木場1，土・左屋元1，土・池田1，土・城平1， 土・城平2，土・城平3，土・城平4，土・宇都1，土・ 世永瀬1，土・世永瀬2，土・世永瀬3，土・楠ヶ丸1， 土・藤森1，土・枯楠1，土・焼狩場1，土・東尾鹿倉1， 土・山神迫4，土・山神迫2，土・山神迫3，土・大山ノ 口1，土・大山ノ口2，土・大石ノ元1，土・桜ヶ丸1， 土・吉ノ元1，土・吉ノ元2，土・大山ノ口3，土・大山 ノ口4，土・伊勢美山1，土・伊勢美山2，土・伊勢美山 3，土・伊勢美山4，土・伊勢美山5，土・浜田1，土・ 宮小平1，土・宮小平2，土・宮小平3，土・浜田2，土・ 浜田3，土・浜田4，土・草道西1，土・草道西2，土・ 草道西3，土・清水1，土・清水2，土・宇都2，土・東 手1，土・東浜田1，土・伊勢美山6，土・片草1，土・ 山神3，土・山神4，土・才ノ平1，土・才ノ平2，土・ 木場ヶ谷1，土・山仁田1，土・井料1，土・井料2，土・ 宇ヶ石1，土・中島1，土・蒲牟田1，土・秋上1，土・ 秋上2，土・立堀1，土・木場ヶ谷2，土・耳宇都1，土・ 耳宇都2，土・耳宇都3，土・井手田1，土・俣狩1，土・ 石原1，土・石原2，土・神ノ園1，土・梅ヶ山1，土・ 大山ノ口5，土・宮ノ脇1，土・中ノ谷1，土・山ノ口1， 土・笹瀬戸1，土・米ノ山1，土・熊川内1，土・桐木々 場1，土・桐木々場2，土・日当平1，土・日当平2及び 土・日当平3
--	--	--

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び北薩地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

**鹿児島県告示第13号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成25年1月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	薩摩川内市	急・石原1，急・石原2，急・石原3，急・池田1，急・ 池田2，急・馬頃尾1，急・馬頃尾2，急・的場迫1，急・ 松尾1，急・谷川1，急・的場迫2，急・瀬口1，急・瀬 口2，急・瀬口3，急・瀬口4，急・野口1，急・大丸1， 急・石ノ久保1，急・得幸1，急・石ノ久保2，急・紫尾 田1，急・谷ノ頭1，急・谷ノ頭2，急・谷ノ頭3，急・ 薩摩田1，急・松ノ川内1，急・松ノ川内2，急・松ノ川 内3，急・帳尻1，急・下原口1，急・左屋元1，急・大 久保9，急・早馬水流1，急・戸高野1，急・水流見崎1， 急・枯木野3，急・枯木野2，急・宇都2，急・宇都5， 急・堂免1，急・堂免2，急・柳ヶ迫1，急・久野木迫1， 急・久野木迫2，急・柳ヶ迫2，急・鍛冶屋ヶ丸2，急・ 菊地田1，急・菊地田2，急・菊地田3，急・萩之段1， 急・枯木野4，急・枯木野1，急・鍛冶屋ヶ丸1，急・菊

		<p>地田4, 急・枯木野5, 急・竹下1, 急・竹下2, 急・永山2, 急・仁八1, 急・竹下3, 急・木ノ迫1, 急・木ノ迫2, 急・神ノ園1, 急・鍛冶屋ヶ丸1, 急・楠ヶ丸1, 急・高尾1, 急・焼狩場1, 急・焼狩場2, 急・藤森1, 急・山仁田5, 急・山神迫6, 急・山神迫7, 急・大山ノ口1, 急・大山ノ口2, 急・大山ノ口3, 急・楠ヶ丸2, 急・東尾鹿倉1, 急・山神迫3, 急・山神迫4, 急・山神迫5, 急・大山ノ口4, 急・大山ノ口5, 急・伊勢美山1, 急・伊勢美山2, 急・宮小平1, 急・浜田1, 急・浜田2, 急・浜田3, 急・東浜田1, 急・草道西1, 急・草道西2, 急・清水1, 急・伊勢美山3, 急・東上川内1, 急・住連木1, 急・浮牟田1, 急・山下1, 急・妙見段1, 急・篠ヶ迫1, 急・宇都3, 急・宇都4, 急・瀬戸ノ口1, 急・片草1, 急・會田1, 急・先達1, 急・會田2, 急・大迫4, 急・大迫2, 急・曲り1, 急・樋渡1, 急・烏山1, 急・高山1, 急・田向1, 急・田上1, 急・小原1, 急・小原2, 急・小原3, 急・加治屋敷1, 急・堂園1, 急・油田1, 急・中鹿倉1, 急・宇都口1, 急・宇都口2, 急・堂ヶ迫1, 急・狩集3, 急・狩集2, 急・弓場迫1, 急・ヌル木野1, 急・山神1, 急・山神2, 急・才ノ平1, 急・宮脇1, 急・木場ヶ谷1, 急・山仁田2, 急・青良1, 急・青良2, 急・井料1, 急・宇ヶ石1, 急・宇ヶ石2, 急・城ノ下1, 急・宇ヶ石3, 急・宇ヶ石4, 急・城ノ後1, 急・城ノ後2, 急・城ノ下2, 急・荒毛1, 急・陣内1, 急・陣内2, 急・陣内3, 急・蒲牟田1, 急・蒲牟田2, 急・天神水流1, 急・山下2, 急・蒲牟田3, 急・古大正寺1, 急・楠原1, 急・楠原2, 急・楠原3, 急・才ノ平2, 急・才ノ平3, 急・米ノ山1, 急・青良3, 急・山仁田3, 急・耳宇都1, 急・耳宇都2, 急・耳宇都3, 急・井手田1, 急・神ノ園2, 急・小久留主1, 急・井手田2, 急・鏑流1, 急・小久留主2, 急・下瀧1, 急・城戸口1, 急・城戸口2, 急・井上1, 急・井上2, 急・瀧聞1, 急・完解1, 急・樋掛1, 急・樋掛2, 急・井手口1, 急・樋ノ口1, 急・城戸口3, 急・耳宇都4, 急・原田1, 急・耳宇都5, 急・小久留主3, 急・井上3, 急・城戸口4, 急・瀬戸口2, 急・瀬戸口3, 急・瀬戸口4, 急・外鳥越1, 急・木屋ノ元1, 急・宮ノ脇1, 急・鳥越1, 急・諏訪ノ脇1, 急・大迫3, 急・宇坂1, 急・上ノ原2, 急・山口3, 急・山口4, 急・宇坂2, 急・宇坂3, 急・楠原4, 急・横辺1, 急・横辺2, 急・高山2, 急・山ノ口1, 急・中ノ谷1, 急・木屋段1, 急・熊川内1, 急・高山3, 急・宮ノ脇2及び急・油田2</p>
土石流	薩摩川内市	<p>土・枯木野1, 土・馬頃尾1, 土・谷川1, 土・瀬口1, 土・瀬口2, 土・瀬口3, 土・的場迫1, 土・上ノ郡1, 土・石ノ久保1, 土・石ノ久保2, 土・石ノ久保3, 土・薩摩田1, 土・薩摩田2, 土・松ノ川内1, 土・松ノ川内2, 土・松ノ川内3, 土・松ノ川内4, 土・松ノ川内5, 土・久野木迫2, 土・菊地田1, 土・鍛冶屋ヶ丸1, 土・松木場1, 土・左屋元1, 土・池田1, 土・城平1, 土・城平3, 土・城平4, 土・宇都1, 土・世永瀬2, 土・藤</p>

		森1, 土・枯楠1, 土・東尾鹿倉1, 土・山神迫4, 土・山神迫2, 土・山神迫3, 土・大山ノ口1, 土・桜ヶ丸1, 土・吉ノ元2, 土・大山ノ口3, 土・大山ノ口4, 土・伊勢美山1, 土・伊勢美山4, 土・伊勢美山5, 土・浜田1, 土・浜田4, 土・草道西1, 土・清水1, 土・清水2, 土・東手1, 土・伊勢美山6, 土・片草1, 土・山神3, 土・山神4, 土・才ノ平1, 土・才ノ平2, 土・木場ヶ谷1, 土・山仁田1, 土・宇ヶ石1, 土・蒲傘田1, 土・秋上1, 土・秋上2, 土・立堀1, 土・木場ヶ谷2, 土・耳宇都1, 土・耳宇都3, 土・井手田1, 土・石原1, 土・梅ヶ山1, 土・大山ノ口5, 土・宮ノ脇1, 土・中ノ谷1, 土・山ノ口1, 土・笹瀬戸1, 土・米ノ山1, 土・熊川内1, 土・桐木々場1, 土・桐木々場2, 土・日当平1, 土・日当平2及び土・日当平3
--	--	--

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び北薩地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

#### 鹿児島県告示第14号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により薩摩川内市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成25年1月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 都市計画の種類及び名称
  - (1) 種類 川内都市計画道路
  - (2) 名称 3・6・16号裁判所前通線
- 2 関係図書の縦覧場所
 

鹿児島県土木部都市計画課

## 公 告

#### 競争入札の参加者の資格に関する公告

平成25年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、当該調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について、次のとおり公告する。

平成25年1月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 調達をする物品等の種類
 

かごしま県民交流センターで使用する電気
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格
  - (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）に基づく知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。
  - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する一般電気事業者又は同項第8号に規定する特定規模電気事業者であること。
  - (4) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。
 

なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。

- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ウ 役員等（資格審査要綱第1条の2第4号に規定する役員等をいう。以下同じ。）が、暴力団員であると認められる法人又は個人
- エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人
- オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人
- カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人
- キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人
- ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人又は個人
- ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人
- (5) 調達をする物品等の特質により、(1)から(4)までに規定する資格以外に必要な資格を定めることがある。

### 3 入札参加資格審査の申請の方法、時期等

#### (1) 申請の方法

所定の入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出するものとする。

ア 所定の営業概要書

イ 登記事項証明書（法人の場合に限る。）

ウ 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないことを証する書類（個人の場合に限る。）

エ 納税証明書

(ア) 消費税について未納の税額がないことの証明書

(イ) 鹿児島県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる営業所を有するものにあつては、主たる営業所の所在地の都道府県税）について未納の税額がないことの証明書

オ 印鑑証明書

カ 財務諸表（法人にあつては申請書を提出する直前の期末における貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては申請書を提出する年の前年分の所得税確定申告書の写し）

キ その他知事が必要と認める書類

#### (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

ファックス番号 099-286-5643

#### (3) 申請書類の受付期間

平成25年1月11日から同年2月15日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が競争入札に間に合わないことがある。

#### (4) 入札参加資格審査を受けることができない者

次のアからキまでのいずれかに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない



い。

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者

イ 資格審査要綱第6条第1項又は第2項の規定により入札参加資格を取り消され、その処分の日から2年を経過していない者

ウ 電気事業法第2条第1項第2号に規定する一般電気事業者又は同項第8号に規定する特定規模電気事業者でない者

エ 営業開始後1年を経過していない者又は営業を停止し、若しくは休止した者で営業再開後1年を経過していないもの

オ 暴力団

カ その役員等が、次のいずれかに該当する法人又は個人

(ア) 暴力団員

(イ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

(ウ) 暴力団又は暴力団員に対していかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(エ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(オ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している者

キ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人

(5) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果の通知書を郵便により送付する。

(6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

4 入札参加資格の有効期間

入札参加資格を取得した日から平成26年9月30日までとする。

5 競争入札の公示の方法

競争入札を行う場合は、鹿児島県公報により公告する。

.....

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成25年1月11日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成25年1月11日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成25年1月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルヤガーデンズ

鹿児島市呉服町6番5号

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等及び住所

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者

(ア) 変更前 株式会社フラッシュ 代表取締役社長 高井光博

鹿児島市千日町1番12号 外19社

ARコーポレーション株式会社 代表取締役 荒木正則

鹿児島市中町8番9号

株式会社アイランド 代表取締役社長 木村剛士  
東京都渋谷区代官山町6番6号  
株式会社ファッションウォーカー 代表取締役社長 大浜史太郎  
東京都港区西麻布四丁目16番13号  
株式会社鐘札銅 代表取締役社長 義岡誠  
鹿児島市東千石町11番18号  
株式会社マックスマーラジャパン 代表取締役 堀田泰彦  
東京都港区南青山五丁目9番19号  
株式会社ハーモニープロダクツ 代表取締役社長 菱沼柁俊  
東京都台東区橋場一丁目3番2号  
株式会社靴の尚美堂 代表取締役社長 有馬正雄  
鹿児島市東千石町19番8号  
株式会社Quick 代表取締役社長 海江田良寛  
鹿児島市東千石町15番8号  
株式会社オリゾンティ 代表取締役社長 小林匠  
大阪市西区新町一丁目13番3号  
株式会社マイリペア 代表取締役社長 宮脇亮  
熊本県菊池郡菊陽町光の森七丁目33番1号  
アス有限会社 代表取締役 平川美寿子  
鹿児島市小松原一丁目11番1号  
有限会社アニーホール 代表取締役 谷口幸久  
鹿児島市東千石町16番12号  
株式会社ビークルーズ 代表取締役 船田佳子  
福岡市中央区天神三丁目4番7号  
株式会社ビスク 代表取締役 豊村コツキ  
福岡市中央区天神三丁目4番7号  
株式会社アバハウスインターナショナル 代表取締役 真岸洋一  
東京都渋谷区東一丁目26番20号  
株式会社ケティ 代表取締役社長 辻和生  
兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目8番2号  
株式会社エスクリム 代表取締役社長 福山恵理子  
鹿児島市東千石町19番6号  
株式会社オブリ 代表取締役 石原傳也  
愛知県名古屋市中区富士見町15番39号プレシヤスサイト201号  
株式会社丸屋ブライダル 代表取締役 玉川恵  
鹿児島市呉服町3番7号  
株式会社ファブリカ 代表取締役社長 齋藤貴  
東京都渋谷区神宮前二丁目34番17号  
ビクトリノックス・ジャパン株式会社 代表取締役社長 大巻浩一  
東京都港区西麻布三丁目18番5号  
株式会社グリップインターナショナル 代表取締役 桑田隆晴  
兵庫県神戸市中央区雲井通四丁目2番2号  
ディアンドデパートメント株式会社 代表取締役社長 相馬夕輝  
東京都世田谷区奥沢八丁目3番2号  
江崎物産株式会社 代表取締役 伊藤和彦  
福岡県北九州市門司区黄金町6番28号  
有限会社いお・ビッグエイト 代表取締役 小濱俊久  
鹿児島市城南町2番18号  
株式会社九州屋 代表取締役 島田修  
東京都八王子市越野24番1号

- 株式会社ザファクトリー 代表取締役 佐藤裕明  
宮崎市大塚町大迫南平4448番地1  
有限会社アプリハート 代表取締役 吉田英雄  
鹿児島市東千石町8番12号  
有限会社やまご 代表取締役 水野五男  
始良郡始良町西餅田3058番地67  
有限会社ジェイ・エフフーズ 代表取締役 寿福一隆  
鹿児島市荒田一丁目61番13号  
有限会社イチローコーポレーション 代表取締役社長 山元一郎  
志布志市有明町伊崎田8138番地6  
メルスイ・フーズ有限会社 代表取締役 菊川育紀  
鹿児島市武二丁目26番10号
- (イ) 変更後
- 株式会社フラッシュ 代表取締役社長 高井光博  
鹿児島市千日町1番12号 外19社  
ARコーポレーション株式会社 代表取締役 荒木正則  
鹿児島市東千石町18番20号  
株式会社マックスマージャパン 代表取締役社長 田中雅人  
東京都渋谷区神宮前五丁目52番2号  
株式会社靴の尚美堂 代表取締役社長 有馬秀雄  
鹿児島市東千石町19番8号  
株式会社Quick 代表取締役 海江田良寛  
鹿児島市東千石町11番12号  
株式会社ビークルーズ 代表取締役 船田佳子  
福岡市中央区今泉一丁目16番20号  
株式会社ビスク 代表取締役 豊村政人  
福岡市中央区今泉一丁目16番20号  
株式会社エスクリム 代表取締役社長 福山恵理子  
鹿児島市中町8番8号  
株式会社オブリ 代表取締役 石原傳也  
愛知県名古屋市中区富士見町15番39号プレシヤスサイト102号  
九州惣菜株式会社 代表取締役社長 西岡浩志  
福岡県北九州市門司区黄金町6番28号  
有限会社鮮陣 代表取締役 小濱俊久  
鹿児島市城南町2番18号  
株式会社ザファクトリー 代表取締役 佐藤裕明  
宮崎市島之内境田6350番地2  
明石令子  
鹿児島市東谷山二丁目27番17号第3山下ビルスカイハイツ101号  
株式会社わき 代表取締役会長 脇康秀  
鹿児島市錦江町2番27号  
株式会社sweets takamori 代表取締役 越後貫淳子  
いちき串木野市湊町二丁目267  
有限会社クリエイトファーム 代表取締役 栞川勝志  
鹿屋市大浦町14042番地8  
マツオインターナショナル株式会社 代表取締役社長 松尾憲久  
東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目20番10号  
株式会社丸屋本社 代表取締役社長 玉川恵  
鹿児島市新町2番1号  
吉留芳子  
鹿児島市呉服町6番5号4F

有限会社イーフィールド 代表取締役 東野明  
鹿児島市呉服町6番5号3F  
有限会社ランドスケーププロダクツ 代表取締役 中原慎一郎  
東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目52番5号  
株式会社ビーザ・ワン 代表取締役 久保達也  
鹿児島市東千石町11番24号  
株式会社ナカハラ 代表取締役 中原哲也  
熊本市北区室園町10番30号  
株式会社クレイン 代表取締役 新垣純  
東京都港区南青山五丁目6番26号  
株式会社エヌシーガイドショップ 代表取締役社長 平塚五郎  
鹿児島市東千石町2番30号  
株式会社アングローバル 代表取締役社長 押木源弥  
東京都渋谷区渋谷二丁目1番1号  
株式会社ワコール 代表取締役社長 安原弘展  
京都市南区吉祥院中島町29番地  
株式会社ピナ 代表取締役 藤本錦司  
東京都渋谷区千駄ヶ谷二丁目11番1号  
株式会社ジョイントカシワギ 代表取締役社長 柏木信男  
鹿児島市紫原七丁目20番33号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 変更前

(ア) 地下1階，1階，2階及び3階 開店時刻 午前10時  
閉店時刻 午後8時

(イ) 4階，5階，6階及び7階 開店時刻 午前10時  
閉店時刻 午後9時

イ 変更後

(ア) 開店時刻 午前9時30分

(イ) 閉店時刻 午後9時

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前 午前9時30分から午後9時30分まで

イ 変更後 午前9時から午後9時30分まで

3 変更年月日

- (1) 2の(1)のアのARコーポレーション株式会社に係る変更 平成24年1月20日
- (2) 2の(1)のアの株式会社アイランド外16社に係る変更 平成22年4月28日
- (3) 2の(1)のアの株式会社マックスマージャパンに係る変更 平成23年8月1日
- (4) 2の(1)のアの株式会社靴の尚美堂及び有限会社イーフィールドに係る変更 平成22年10月1日
- (5) 2の(1)のアの株式会社Quickに係る変更 平成24年6月19日
- (6) 2の(1)のアの株式会社ビークルーズ及び株式会社ビスクの住所に係る変更 平成24年12月10日
- (7) 2の(1)のアの株式会社ビスクの代表者に係る変更 平成23年6月1日
- (8) 2の(1)のアの株式会社オブリに係る変更 平成24年6月9日
- (9) 2の(1)のアの株式会社エスクリームに係る変更 平成24年10月13日
- (10) 2の(1)のアの株式会社丸屋ブライダルに係る変更 平成23年2月28日
- (11) 2の(1)のアの九州惣菜株式会社に係る変更 平成24年3月23日
- (12) 2の(1)のアの有限会社鮮陣に係る変更 平成22年6月10日
- (13) 2の(1)のアの株式会社九州屋に係る変更 平成23年10月28日
- (14) 2の(1)のアの明石令子に係る変更 平成24年2月27日
- (15) 2の(1)のアの株式会社ザファクトリーに係る変更 平成24年8月8日

- (16) 2の(1)のアの有限会社アプリハートに係る変更 平成22年 7 月 31 日
- (17) 2の(1)のアの株式会社わきに係る変更 平成24年 6 月 15 日
- (18) 2の(1)のアの有限会社やまごに係る変更 平成22年 6 月 22 日
- (19) 2の(1)のアの株式会社 sweets takamoriに係る変更 平成22年11月 28 日
- (20) 2の(1)のアの有限会社ジェイ・エフフーズに係る変更 平成23年11月 20 日
- (21) 2の(1)のアの株式会社クリエイティブファームに係る変更 平成23年12月 1 日
- (22) 2の(1)のアの有限会社イチローコーポレーションに係る変更 平成22年 8 月 31 日
- (23) 2の(1)のアのメルスイ・フーズ有限会社に係る変更 平成23年 4 月 29 日
- (24) 2の(1)のアの有限会社ランドスケーププロダクツに係る変更 平成23年 3 月 12 日
- (25) 2の(1)のアの株式会社ビーザ・ワンに係る変更 平成23年 3 月 18 日
- (26) 2の(1)のアの株式会社ナカハラに係る変更 平成23年 4 月 1 日
- (27) 2の(1)のアの株式会社クレインに係る変更 平成23年 8 月 10 日
- (28) 2の(1)のアの株式会社エヌシーガイドショップに係る変更 平成23年 8 月 16 日
- (29) 2の(1)のアの株式会社アングローバルに係る変更 平成23年10月 7 日
- (30) 2の(1)のアの株式会社ワコール及び株式会社ピナに係る変更 平成24年 4 月 27 日
- (31) 2の(1)のアの株式会社ジョイントカシワギに係る変更 平成24年 9 月 1 日
- (32) 2の(2)及び(3)に係る変更 平成24年12月 14 日

4 届出年月日  
平成24年12月10日

.....

随意契約の締結状況に関する公告

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第4号の規定による知事の認定を受けた者が新商品として生産する物品の購入に係る契約の締結状況について、次のとおり公告する。

平成25年 1 月 11 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

番号	随意契約に係る物品の名称	数量	随意契約に係る事務を担当する部局の名称及び所在地	契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び住所
1	薩摩秋草広口急須（深蒸し茶用）、湯飲み、湯冷ましセット	3 セット	鹿児島県出納局管財課調達係 鹿児島市鴨池新町10番1号	平成24年10月31日	有限会社荒木陶窯 代表取締役 荒木 秀樹 日置市東市来町美山1571番地
2	薩摩秋草広口急須（深蒸し茶用）、湯飲み、湯冷ましセット	1 セット	鹿児島県出納局管財課調達係 鹿児島市鴨池新町10番1号	平成24年12月3日	
3	蛍光灯代替LED照明エコノライトFL	13台	鹿児島県教育庁南薩教育事務所総務課 南さつま市加世田唐仁原1954番地3	平成24年11月19日	株式会社エルム 代表取締役 宮原 隆和 南さつま市加世田宮原2398番地
4	蛍光灯代替LED照明エコノライトFL	17台	薩摩川内警察署会計課 薩摩川内市原田町1番1号	平成24年11月26日	
5	高演色LED照明（Ra90）（エコLightイズミRa90 240W屋内灯）	1台	日置警察署会計課 日置市伊集院町徳重23番地3	平成24年11月22日	交和電気産業株式会社鹿児島工場 代表取締役 藤井 敏 出水市高尾野町唐笠木字松ヶ角1817-1
	大光量LED照明屋外用320W（エコ	1台	出水警察署会計課 出水市中央町925番地	平成24年11月16日	

6	Lightイズミ 320W 投光器)				
7	LEDスタンドライ ト	5台	鹿児島県出納局管財課調 達係 鹿児島市鴨池新町10番1 号	平成24年 11月7日	国分電機株式会社 代表取締役社長 森山 克己 霧島市国分重久4601番1
8	LEDスタンドライ ト	6台	鹿児島県出納局管財課調 達係 鹿児島市鴨池新町10番1 号	平成24年 11月12日	
9	LEDスタンドライ ト	35台	鹿児島県立南大隅高等学 校事務室 肝属郡南大隅町根占川北 413番地	平成24年 11月2日	
10	LEDスタンドライ ト	25台	鹿児島県警察本部交通部 高速道路交通警察隊 始良市加治木町反土1466 番地	平成24年 11月14日	
11	切り花延命剤「miz- miz 花の活性水」	2本	鹿児島県農業開発総合セ ンター管理部総務管理課 南さつま市金峰町大野 2200番地	平成24年 11月2日	株式会社しか屋 代表取締役 宮之原 正治 鹿児島市下福元町3840番地
12	アダプターテーブル (リハビリ用訓練補 助テーブル)	1 セ ット	鹿児島県こども総合療育 センター総務課 鹿児島市桜ヶ丘六丁目12 番	平成24年 11月12日	メイワ医科工業株式会社 代表取締役 時村 友一郎 鹿児島市七ツ島一丁目4番8号
13	フラクタルパラソル “こもれび”	1台	鹿児島県出納局管財課調 達係 鹿児島市鴨池新町10番1 号	平成24年 11月9日	株式会社ロスフィー 代表取締役 保 照光 鹿児島市紫原四丁目32番12号

.....

### 一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の購入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成25年1月11日

かごしま県民交流センター副館長 野間俊和

#### 1 入札に付する事項

- (1) 購入をする物品等の名称  
かごしま県民交流センターで使用する電気
- (2) 購入をする物品等の数量  
年間予想使用電力量 2,969,000キロワットアワー
- (3) 購入をする物品等の特質等  
入札説明書による。
- (4) 需要場所  
入札説明書による。
- (5) 供給期間  
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 競争入札の参加者の資格に関する公告（平成25年1月11日鹿児島県公報第2871号登載）

により示したかごしま県民交流センターで使用する電気の購入に係る知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する一般電気事業者又は同項第8号に規定する特定規模電気事業者であること。
- (4) 供給開始日から送電をすることが可能である者であること。
- (5) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。

なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 役員等（物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号）第1条の2第4号に規定する役員等をいう。以下同じ。）が、暴力団員であると認められる法人又は個人

エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人

オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人

ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人又は個人

ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人

### 3 入札の方法等

#### (1) 入札書の記載

ア 入札金額は、年間予想使用電力量に対応する総価（以下「参考総価比較額」という。）を見積もることとし、入札書には、参考総価比較額並びに1月ごとの1キロワット当たりの基本料金及び1月ごとの使用電力量1キロワットアワー当たりの単価等を記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された参考総価比較額に当該参考総価比較額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札書に記載する各単価に1銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、割引率又は加算率があるときは、小数点以下第5位の数字を切り捨てるものとする。

#### (2) 入札書の提出場所

かごしま県民交流センター県民交流課  
鹿児島市山下町14番50号 郵便番号 892-0816

#### (3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

- (4) 入札書の提出期限  
平成25年2月21日午後5時15分（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）
- (5) 開札の日時及び場所  
ア 日時 平成25年2月22日午前10時  
イ 場所 かがしま県民交流センター東棟4階小研修室第2
- (6) 入札説明書  
ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。  
イ 入札説明書の交付場所及び交付期限  
(2)及び(4)に同じ。
- (7) 入札説明会の開催日時及び場所  
ア 日時 平成25年1月25日午前10時  
イ 場所 かがしま県民交流センター東棟3階小研修室第1
- 4 契約条項を示す場所及び期限  
3の(2)及び(4)に同じ。
- 5 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- 6 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金  
見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。  
なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。  
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。  
イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (2) 契約保証金  
免除する。
- 7 入札の無効  
次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札  
(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札  
(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札  
(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札  
(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札  
(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札  
(7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札  
(8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 8 落札者の決定の方法  
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。



- 9 最低制限価格  
設定しない。
- 10 契約書案の提出  
落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。
- 11 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先  
かごしま県民交流センター県民交流課  
鹿児島市山下町14番50号 郵便番号 892-0816  
電話番号 099-221-6602  
ファックス番号 099-221-6640
- 12 その他  
(1) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。  
(2) この入札に係る契約は、平成25年4月1日に確定する。
- 13 SUMMARY  
(1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE PURCHASED:  
Electricity to be used in Kagoshima Prefectural Citizens Exchange Center Estimated  
2,969,000kWh  
(2) DELIVERY PERIOD:  
From 1 April 2013 through 31 March 2014  
(3) DELIVERY PLACE:  
Specified in the tender explanation form  
(4) TIME LIMIT FOR TENDER:  
5:15 p.m. 21 February 2013  
(5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:  
Citizens Exchange Division  
Kagoshima Prefectural Citizens Exchange Center  
14-50 Yamashitacho, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 892-0816 Japan  
TEL 099-221-6602  
FAX 099-221-6640

### 選挙管理委員会告示

#### 鹿児島県選挙管理委員会告示第1号

平成24年12月22日に次の者が鹿児島県選挙管理委員会委員に就任した。  
平成25年1月11日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

住 所	氏 名
鹿児島市鴨池新町31番10号	鎌田 六郎
鹿児島市伊敷台三丁目15-22	前田 和博
鹿児島市本名町748番地1	井伊 奠
鹿児島市吉野町2805-5	永山 恵子

#### 鹿児島県選挙管理委員会告示第2号

平成24年12月25日開催の委員会において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第187条第1項の規定による選挙の結果、次の者が委員長に就任した。  
平成25年1月11日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

住所 鹿児島市鴨池新町31番10号  
氏名 鎌田六郎

鹿児島県選挙管理委員会告示第3号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条の規定により、平成24年7月8日執行の鹿児島県知事選挙における各候補者の出納責任者から提出のあった選挙運動に関する収支報告書の要旨を次のとおり公表する。

平成25年 1 月 11 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類

平成24年 7 月 8 日 執行 鹿児島県知事選挙

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

33,969,600円

3 報告書の要旨

候補者氏名	伊藤 祐一郎	所属党派	無所属	期	平成24年 5 月 28 日から 同年 7 月 23 日まで
出納責任者氏名	松永 直			間	第 1 回分

収 入				支 出	
円				円	
主たる寄附 (氏名 団体名) (職業)	(寄附額)			人件費	5,287,225
鹿児島県商工政治連盟	300,000			家屋費	4,008,044
鹿児島県商連政治連盟	200,000			選挙事務所費	3,538,709
鹿児島県中小企業団体政治協会	1,000,000			集合会場費	469,335
いとう祐一郎後援会祐祥会	6,000,000			通信費	77,138
日本商工連盟	100,000			交通費	1,148,300
鹿児島市介護政治連盟	100,000			印刷費	2,348,115
全国たばこ耕作者政治連盟鹿児島県支部				広告費	1,369,385
	100,000			文具費	238,330
鹿児島県医師連盟	1,000,000			食糧費	344,030
鹿児島県酪農政治連盟	100,000			休泊費	109,060
中原 国男 会社役員	1,000,000			雑 費	723,870
安武 憲明 無職	50,000				
南郷 弘文 会社役員	50,000				
松村 武久 団体役員	100,000				
玉川 哲生 会社役員	1,000,000				
その他の寄附	50,000				
その他の収入	3,000,000				
今回計	14,150,000			今回計	15,653,497
総 計	14,150,000			総 計	15,653,497

		項 目	金額 (円)
支 出 の う ち 公 費 負 担 相 当 額		ビラの作成	902,400
		ポスターの作成	1,132,950
		計	2,035,350

報告書受理年月日 平成24年 7 月 23 日 第 1 回報告分

候補者氏名	伊藤 祐一郎	所属党派	無所属	期	平成24年 7 月 24 日から 同年 8 月 28 日まで
出納責任者氏名	松永 直			間	第 2 回分

収 入		支 出	
円		円	

主たる寄附 (氏名 団体名) (職業)	(寄附額)	通信費	19,161
今回計	0	雑 費	28,236
前回計	14,150,000	今回計	47,397
総 計	14,150,000	前回計	15,653,497
		総 計	15,700,894
報告書受理年月日	平成24年 8 月 28 日 第 2 回報告分		

候補者氏名	伊藤 祐一郎	所属党派	無所属	期	平成24年 8 月 29 日から 同年 9 月 7 日まで
出納責任者氏名	松永 直			間	第 3 回分

収 入	円	支 出	円
主たる寄附 (氏名 団体名) (職業)	(寄附額)	雑 費	5,161
今回計	0	今回計	5,161
前回計	14,150,000	前回計	15,700,894
総 計	14,150,000	総 計	15,706,055
報告書受理年月日	平成24年 9 月 7 日 第 3 回報告分		

候補者氏名	向原 祥隆	所属党派	無所属	期	平成24年 5 月 16 日から 同年 7 月 18 日まで
出納責任者氏名	山中 六江			間	第 1 回分

収 入	円	支 出	円
主たる寄附 (氏名 団体名) (職業)	(寄附額)	人件費	1,755,840
原発のない鹿児島をつくる会	2,000,000	家屋費	93,300
橋爪 健朗 団体役員	170,000	選挙事務所費	93,300
続 博治 会社員	170,000	交通費	18,350
満富 健祐 会社員	170,000	印刷費	2,369,512
山中 六江 会社員	170,000	広告費	838,950
内田 静徳 会社員	170,000	文具費	13,616
内田 伸子 会社員	170,000	食糧費	80,000
西村 輝子 会社員	170,000	雑 費	76,066
兼沢 弘子 会社員	170,000		
辻 俊典 会社員	170,000		
今回計	3,530,000	今回計	5,245,634
総 計	3,530,000	総 計	5,245,634

支 出 の う ち 公 費 負 担 相 当 額	項 目	金額 (円)
	ビラの作成	832,000
	ポスターの作成	1,277,512
	計	2,109,512

報告書受理年月日	平成24年 7 月 19 日 第 1 回報告分
----------	-------------------------

候補者氏名	向原 祥隆	所属党派	無所属	期	平成24年 7 月 19 日から 同年 8 月 29 日まで
出納責任者氏名	山中 六江			間	第 2 回分

収 入	円	支 出	円
-----	---	-----	---

主たる寄附 (氏名 団体名) (職業)	(寄附額)	通信費	206, 216
今回計	0	今回計	206, 216
前回計	3, 530, 000	前回計	5, 245, 634
総 計	3, 530, 000	総 計	5, 451, 850
報告書受理年月日		平成24年 9 月 21 日 第 2 回報告分	

**公安委員会告示**

**鹿児島県公安委員会告示第 2 号**

鹿児島県公安委員会が委託する道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第49条第 3 項及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）第 6 条の 8 のパーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備の管理に関する事務（以下「パーキング・メーター管理等の事務」という。）並びに法第108条第 1 項及び規則第31条の 4 の 2 の免許関係事務並びに法第108条の 2 第 3 項及び規則第38条の 3 に規定する講習業務並びに法第109条の 2 第 2 項及び規則第38条の 7 第 2 項の交通情報提供事務に関し、当該委託業務を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力（パーキング・メーター管理等の事務及び免許関係事務については設備を除く。）を有すると認める者の基準について次のとおり定める。

平成25年 1 月 11 日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

**1 組織の基準**

- (1) 法人にあっては、役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者を行い、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者）のうちに、次のいずれかに該当する者がいないこと。
  - ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
  - イ 禁錮以上の刑に処せられ、又は法第75条第 1 項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者
  - ウ 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めるに足る相当な理由がある者
  - エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第12条若しくは第12条の 6 の規定による命令又は同法第12条の 4 第 2 項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して 2 年を経過しないもの
  - オ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
  - カ 心身の障害により業務を適正に行うことができないと認められる者
- (2) 法人でない者にあっては、(1)の規定に準ずるものとする。
- (3) 鹿児島県内に委託事務を行う事務所を有していること。
- (4) 業務に関しトラブルが発生した場合等に備え、委託事務に関する責任者を配置して、即時対応できる体制が整えられること。
- (5) 責任者及び業務に従事する職員が法人と直接的な雇用関係にあり、かつ、職員を当該業務に専従させることができること。

**2 設備の基準**

安全運転管理者等講習（法第108条の 2 第 1 項第 1 号の講習をいう。以下同じ。）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 規則第38条第 1 項の講習に必要な教本、視聴覚教材等を準備できること。</li> <li>2 講習用資機材及び講習に従事する職員を搬送するのに適した車両を準備できること。</li> <li>3 鹿児島県下警察署及び幹部派出所単位で講習会場を確保して講習が実施できること。</li> </ol>
停止処分者講習（法第108条の 2 第 1 項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 規則第38条第 3 項の講習に必要な教本、自動車等、自動車等の構造見本、運転シミュレーター、運転適性検査器材、視聴覚</li> </ol>

第3号に規定する講習をいう。以下同じ。)	<p>教材，指導コース等を準備できること。</p> <p>2 講習内容及び受講者数等に応じて講習に必要な施設を確保できること。</p> <p>3 離島における講習に必要な設備，資機材等を準備できること。</p>
大型免許等取得時講習（法第108条の2第1項第4号，第5号，第7号及び第8号に規定する講習をいう。以下同じ。)	<p>1 規則第38条第4項，第5項，第7項及び第8項並びに大型免許等取得時講習の実施に関する規則（平成6年鹿児島県公安委員会規則第7号）の講習に必要な教本，自動車等，運転シミュレーター，視聴覚教材，模擬人体装置，指導コース等を準備できること。</p> <p>2 講習内容及び受講者数等に応じて講習に必要な施設を確保できること。</p>
原付免許取得時講習（法第108条の2第1項第6号に規定する講習をいう。以下同じ。)	<p>1 規則第38条第6項及び原付講習の実施に関する規則（平成4年鹿児島県公安委員会規則第14号）の講習に必要な原動機付自転車，視聴覚教材，指導コース等を準備できること。</p> <p>2 講習内容及び受講者数等に応じて講習に必要な施設を確保できること。</p> <p>3 離島における講習に必要な設備，資機材等を準備できること。</p>
教習所職員講習（法第108条の2第1項第9号の講習をいう。以下同じ。)	<p>1 規則第38条第9項及び指定自動車教習所の職員に対する講習等の実施に関する規則（平成6年鹿児島県公安委員会規則第9号）の講習に必要な教本，自動車等，運転シミュレーター，視聴覚教材，自動車の構造見本，指導コース等を準備できること。</p> <p>2 講習内容及び受講者数等に応じて講習に必要な施設を確保できること。</p>
更新時講習（法第108条の2第1項第11号の講習をいう。以下同じ。)	<p>1 規則第38条第11項及び運転免許証の更新を受けようとする者又は特定失効者に対する講習等の実施に関する規則（昭和47年鹿児島県公安委員会規則第3号）第8条第1項の講習に必要な教本，視聴覚教材等を準備できること。</p> <p>2 講習内容及び受講者数等に応じて講習に必要な施設を確保できること。</p> <p>3 離島における講習に必要な設備，資機材等を準備できること。</p>
高齢者講習（法第108条の2第1項第12号の講習をいう。以下同じ。)	<p>1 規則第38条第12項に定める講習に必要な教本，自動車等，自動車等の構造見本，運転シミュレーター，運転適性検査器材，視聴覚教材，指導コース等を準備できること。</p> <p>2 講習内容及び受講者数等に応じて講習に必要な施設を確保できること。</p>
違反者講習（法第108条の2第1項第13号の講習をいう。以下同じ。)	<p>1 規則第38条第13項の講習に必要な教本，自動車等，自動車等の構造見本，運転シミュレーター，運転適性検査器材，視聴覚教材，指導コース等を準備できること。</p> <p>2 講習内容及び受講者数等に応じて講習に必要な施設を確保できること。</p> <p>3 離島における講習に必要な設備，資機材等を準備できること。</p>
交通情報提供事務（法第109条の2第1項の規定による事務をいう。以下同じ。)	<p>1 交通情報の提供を適切かつ確実に行うための必要な設備を有していること。</p> <p>2 全国の交通情報を収集し，また，鹿児島県の情報を提供するための組織と機器を有していること。</p>

## 3 能力の基準

パーキング・メーター管理等の事務	委託業務を行うのに必要な能力を有する者を必要数配置できること。
免許関係事務	1 免許関係事務を公正かつ的確に遂行できる職員を必要数配置

	<p>できること。</p> <p>2 認知機能検査については、運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号）第4条第2項に規定する者を必要数配置できること。</p>
仮免許試験事務	<p>1 代表者又はこれに代わる者及び管理者的立場にある者1人以上を仮運転免許に係る学科試験及び適性試験（以下「仮免許試験」という。）の事務に充てることができること。</p> <p>2 1人以上の職員を仮免許試験以外の事務に充てることができること。</p> <p>3 試験室、施錠設備のある学科試験問題用紙の保管庫、視力検査器、深視力検査器を備え、パソコン及びプリンターを用いて委託事務を行うことができること。</p>
安全運転管理者等講習	<p>講習に従事する講習指導員（次の資格要件を満たす者）を必要数配置できること。</p> <p>1 自動車の運転管理に関する研修（自動車安全運転センター安全運転中央研修所が行う「安全運転管理者課程」又は財団法人全日本交通安全協会が行う「安全運転管理指導者講習」）を修了した者</p> <p>2 安全運転管理者として、自動車の運転に関し、2年以上の実務経験を有すること。</p>
停止処分者講習	<p>講習は、運転免許の保留等の処分を受けた者に対する講習等の実施に関する規則（昭和40年鹿児島県公安委員会規則第22号）第5条第2項第3号及び第4号に定める講習指導員資格要件を満たす講習指導員を必要数配置できること。</p>
大型免許等取得時講習	<p>講習の区分に応じ、大型免許等取得時講習の実施に関する規則第6条第1項に規定する講習指導員を必要数配置できること。</p>
原付免許取得時講習	<p>講習は、原付講習の実施に関する規則第6条第1項に規定する講習指導員を必要数配置できること。</p>
教習所職員講習	<p>講習は、指定自動車教習所の職員に対する講習等の実施に関する規則第7条第3項の「専門的知識又は技能を有する者」を講師として従事させることができること。</p>
更新時講習	<p>講習は、運転免許証の更新を受けようとする者又は特定失効者に対する講習等の実施に関する規則第6条の講習指導員により行うことができること。</p>
高齢者講習	<p>講習は、高齢者講習の実施に関する規則（平成21年鹿児島県公安委員会規則第14号）第4条第1項第2号及び第2項第3号の規定による資格要件を満たす講習指導員を必要数配置できること。</p>
違反者講習	<p>講習は、違反者講習の実施に関する規則（平成10年鹿児島県公安委員会規則第10号）第16条の講習指導員により行うことができること。</p>
交通情報提供事務	<p>委託業務を行うのに必要な能力を有する者を必要数配置できること。</p>